

## 三原市庁舎整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三原市庁舎の整備に関する検討を行うため、三原市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁舎整備の基本方針に関すること。
- (2) 庁舎整備の基本計画に関すること。
- (3) 庁舎の規模、機能その他庁舎整備に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）のうちから市長が依頼した者15人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の長又は職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。